

# 「憲法のつどい」当日の様子

会場：横越中学校 体育館



裁判所法廷を想定

模擬裁判のテーマ

「夫婦別姓」——結婚するとき、どちらかの名字を選ばなければならないのはどうして?——

(民法 750 条は、憲法 13 条、24 条に違反するか。)」の概要について説明。



論点① 氏名権は憲法上の権利?

<原告>民法 750 条は氏名権を侵害する。氏名は、その人のアイデンティティそのものであり、憲法 13 条によって保障される重要な権利。

<被告>氏名は個人識別のための道具に過ぎない単純情報にあたる。

論点② どのような侵害があるか

<原告>結婚による名字変更で仕事上の信頼関係が損なわれる。旧姓使用では根本的解決にはならない。

<被告>旧姓使用が可能な企業や自治体が増えており、問題は解決できる。どうしても名字を変えたくないなら、事実婚という選択肢もある。



中学生のみなさん  
真剣に聞いてます





### 論点③ 氏名権・婚姻の自由に対する侵害にあたるか

<原告>婚姻を選べば、名字を諦めなければならず、名字を選べば、婚姻を諦めなければならない。これは、氏名権、婚姻の自由の侵害。

<被告>民法 750 条は、名字の選択を委ねているに過ぎない。

### 論点④-1 正当化審査：手段の合理性

<原告>名字統一で家族の一体感が生まれるとは限らない

<被告>名字統一は家族の一体感を守ることにつながる

### 論点④-2 正当化審査：手段の必要性

<原告>家族の一体感は、家族の一員の気持ちの問題。

別姓を望むカップルに対して別姓を認める法整備が必要

<被告>名字統一で、対外的に家族関係が明確になり、社会的な認知が得やすい



被告・原告の主張を踏まえしつかり考え、拳手でアンケートを行いました。



裁判官

「アンケートの結果を報告いたします。」

民法 750 条は、憲法 13 条、24 条に違反する

※この判決は、あくまでも今回の模擬裁判の結果でしかありません。

実際の夫婦別姓訴訟の裁判では、合憲・違憲の判断が分かれています。



新潟大学法学部の  
みなさん、ありがとうございました！